

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1．事業の概要

石綿やPCBなど、過去に使用されて製品中に残存する物質の適正処理が、後になって社会問題となる一方で、次々と新たな化学物質が製造・使用されている。

化学物質管理に係る近年の国際的動向として、水銀によるリスク削減のため法的拘束力のある文書（条約）の制定や残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約における新たな規制候補物質について議論されており、これら有害特性を有する化学物質等を含む廃棄物について、国際動向に対応し、適正な処理方策等について検討を進める。

また、新型インフルエンザに代表されるような新興感染症や在宅医療廃棄物等の感染性廃棄物等の適正処理についても、実態を踏まえた的確な対応を図る。

2．事業計画

(1) 水銀条約化対策

国内における現行の管理体制や処分方法等の技術に関する情報の整理を行うとともに、水銀条約化交渉の動向を踏まえて、我が国における余剰水銀や水銀含有廃棄物の環境上適正な処分方法等についての検討を行い、それを実行するための計画を立案する。

(2) 有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組の推進

有害性や環境中への残留性の観点から一定の監視を要するとされている物質を中心に、廃棄時の環境リスクの観点から優先的検討項目リストを作成。

当該リストに従って、特別管理廃棄物への指定の是非、適正な処理方策等について、調査・検討を行う。

上記の検討結果を踏まえ、有害廃棄物の発生抑制・管理方策、関連する動静脈産業の連携促進施策についての調査・検討を行い、取りまとめる。

(3) マニュアル等に基づく取組実態フォローアップ

「在宅医療廃棄物の処理に関する手引き」等に基づく取組実態についてフォローアップを行い、必要に応じて見直し、改訂等の対応策を講じる。

3 . 施策の効果

環境中で有害性等が懸念される化学物質等の廃棄に伴うリスクを低減することにより、有害性が懸念される廃棄物による生活環境保全上の支障の発生などの社会問題化の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築する。

(1) 水銀条約化対策

-水銀含有廃棄物の環境上適正な管理-

国内対策

現行の管理体制・処分技術
情報の整理

環境上適正な処理・処分
方法の検討



我が国における水銀含有
廃棄物の処理・処分対策

国際対策

水銀条約化交渉の
最新動向等に基づく
バーゼル条約水銀廃棄物
管理技術ガイドラインの
修正・加筆作業



国際的な水銀含有廃棄物の
環境上適正な管理への貢献



(2) 有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のための ライフサイクルマネジメントによる取組の推進



有害な廃棄物の発生抑制・適正処理を可能とするシステムの構築(社会問題化の未然防止)
→ ライフサイクルでより一貫した対策を可能に

1 優先的検討物質の評価・選定
国内・海外において
製造・使用段階で
一定の監視を要するとされている化学物質を中心
に、廃棄時の環境リスク(発生量、適正処理困難性、
緊急度等)の観点から評価を行い優先的に検討すべき
物質を選定
Ex. POPs、化審法、水濁法、RoHS指令 ...

2 廃棄段階での適正な処理方策に係る検討調査
有害廃棄物に係る物性等基礎調査
有害廃棄物の特別管理廃棄物指定の検討
特別管理廃棄物等に係る適正な処理方法の検討
特別管理廃棄物の処理基準等の設定

3 ライフサイクルマネジメント推進に係る検討調査
ライフサイクル全体での発生抑制・管理方策
(Ex. 有害廃棄物を生じさせない製造工程、リサイクル容易な製品設計...)
関連する動静脈産業の連携促進施策の調査・検討